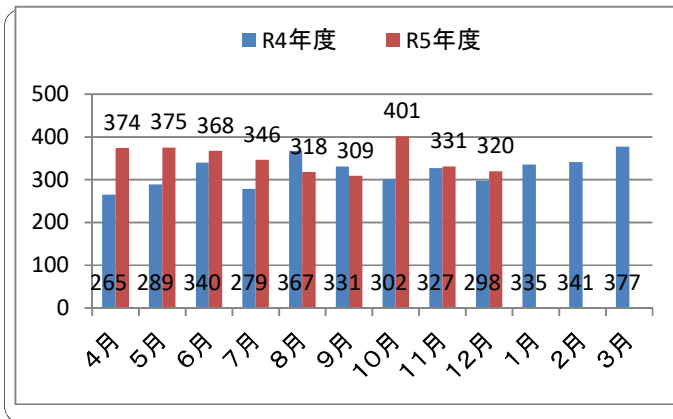


# 消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター  
令和5年12月末現在

相談件数



	R4年度 (件数)	R5年度 (件数)	対前年比 (%)
10月	302	401	132.8
11月	327	331	101.2
12月	298	320	107.4
1月	335	-	-
2月	341	-	-
3月	377	-	-
上半期計	1,871	2,090	111.7
下半期計	1,980	1,052	53.1
合計	3,851	3,142	81.6

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	金融・保険サービス	35	10.9	消費者金融、暗号資産投資、生命保険、クレジットカード
2位	保健衛生品	31	9.7	美容液・クリーム、育毛剤、ファンデーション、歯磨き粉
3位	他の役務	30	9.4	火災保険申請代行、スマホ補償、寄付金、外食
4位	商品一般	27	8.4	不審なメール、覚えのない請求、フリマアプリ
5位	住居品	25	7.8	ストーブ、布団類、ウォーターサーバー

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	食料品	15	12.2	健康食品、魚介類、飲料
	金融・保険サービス	15	12.2	消費者金融、暗号資産投資、生命保険
2位	住居品	14	11.4	布団類、ストーブ、空気清浄機
	保健衛生品	14	11.4	美容液・クリーム、育毛剤、歯磨き粉
	他の役務	14	11.4	火災保険申請代行、定額修理サービス、寄付金

## 《相談の傾向》

### ● その商品、本当に「送り付け」？

この時期、注文した覚えのない商品が届いたという相談が多く寄せられています。中でも、「大手ネット通販サイトから注文した覚えのない商品が送られてきた。受け取ってしまったが気持ちが悪いのので対処法を教えてください」という内容の相談が多いですが、最近ではネット通販を利用してギフトを贈る消費者が増えており、家族や知り合いからのギフトの可能性もあります。覚えのない商品を受け取った方は、まず贈り物かどうか周囲に確認をしてから送付物の対処法を検討するようにしましょう。

また、ネットサイトを利用してギフトを贈る方は、たとえ好意で送ったとしても何も知らされていない場合は受け取る側は困惑してしまうのが実情です。送り主の名前が明記されるよう配慮しましょう。

### ● 地震に便乗！？災害等の混乱時に暗躍する悪質業者に注意！

#### 事例①「リフォームや工事」

・屋根がずれているのが見えたと言って事業者が訪問してきた。放置すると良くないと言われて契約をしたが、費用が高額な上、施工内容がずさんであった。

#### 事例②「保険金をきっかけとする不審な勧誘」

・「加入している保険で修繕箇所を自己負担なしで修理が出来る」と電話で勧誘を受けて契約したが、そんな旨い話があるのか不審。

#### 事例③「寄付金や義援金」

・ポラティアを名乗る人物から支援金等を求める電話があり、個人情報を知られた。

など、災害等の混乱に乗じた悪質商法が多く発生すると考えられます。緊急時にこそ冷静に対応することが大切です。

**新潟市消費生活センター(相談専用) 025(228)8100**